

○裾野市移住・就業支援金交付要綱

令和元年11月5日

告示第64号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から市内に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内において、移住・就業支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領(平成31年3月26日く管政第94号静岡県くらし・環境部長通知)、裾野市補助金等交付規則(昭和47年裾野市規則第4号)、その他の法令及び関係通知に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 裾野市へ住民票を異動し、生活の本拠を裾野市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 支援金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であつて、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト(以下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (4) 起業支援金 地域創生起業支援事業費補助金交付要綱(平成31年4月2日商振第192号静岡県経済産業部長通知)に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、申請時において、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす就業、起業等に該当するものとする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては、第6号の要件を満たすものとする。

- (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、移住する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間の修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に移住したこと。

(イ) 支援金の申請時において、移住後1年以内であること。

(ウ) 裾野市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金(移住・起業・就業型))又はその前歴事業を活用した移住支援金(以下「移住支援金」という。)を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だっ

た者が、5年以上経過し、18歳以上となり、裾野市が認める場合を除く。

(エ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。

(オ) 市の移住施策に関する普及啓発及び各種調査へ協力することができること。

(カ) その他市長が不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に就業していること。

(オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該中小企業等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、支援金の申請時において就業していること。

(ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

関係人口（裾野市や地域の人々と関わりを有する者をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつ、地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

(ア) ふるさと応援寄附制度により移住前の直近5年間に2回以上裾野市に寄附した者。ただし、1年で複数回寄附した場合は1回とみなす。

(イ) 裾野市出身者、又は同一世帯内に裾野市出身者がいる者。

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 農林水産業へ就業する者

(イ) 市内で起業した者

(ウ) 市内で事業継承した者

(エ) 裾野市が認めた企業に就業した者

(5) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、移住・就業支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、支援金の申請は、同一世帯で1回限りとする。ただし、第3条の(1)ウ(ウ)の但し書きに該当する場合は除く。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 移住先の住民票(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員)
- (3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員)
- (4) 移住元の市区町村における最近1か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書等
- (5) 別表第2に掲げる証明書類等
- (6) 口座振込依頼書(様式第3号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 支援金の申請日から5年以内に裾野市での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び裾野市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定等)

第7条 市長は、支援金の交付を決定したときは、移住・就業支援金交付決定通知書(様式

第4号)により通知した上、申請から3か月以内に支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者は、支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住・就業支援金交付決定通知書再交付願(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 市長は、前条の再交付を認めたときは、移住・就業支援金交付決定通知書(再交付)(様式第6号)により交付するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満に裾野市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条第2号を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に裾野市から転出した場合

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年告示第26号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第73号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用)

2 この告示による改正後の裾野市移住・就業支援金交付要綱第3条第1号ア(ウ)、第2号

イ、第3号及び第4号の規定は、令和3年3月1日以降に移住した者(第2号イの場合にあつては、令和3年3月1日以降に移住し、かつ就業した者)について適用し、令和3年2月28日以前に移住した者については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則(令和3年告示第112号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年告示第67号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の裾野市移住・就業支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に移住した者について適用し、令和4年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則(令和5年告示第50号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の裾野市移住・就業支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降に移住した者について適用し、令和5年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則(令和6年告示第61号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の裾野市移住・就業支援金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降に移住した者について適用し、令和6年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の裾野市移住・就業支援金交付要綱の第2条、第3条、第5条の規定は、令和7年4月1日以降に移住した者について適用し、令和7年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算額	18歳未満の世帯員一人につき100万円

(注) 18歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者をいう。

別表第2(第5条関係)

区分	証明書類等
移住・就業支援金(就業の場合)の交付を受けようとする者	就業証明書(移住・就業支援金の申請用)(様式第2号)
移住・就業支援金(テレワークの場合)の交付を受けようとする者	就業証明書(移住・就業支援金(テレワーク)の申請用)(様式第2号の2、又は、様式2号の3)
移住・就業支援金(起業の場合)の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
移住・就業支援金(関係人口の場合)の交付を受けようとする者	就業証明書(移住・就業支援金の申請用)(様式2号)、及び、ふるさと納税寄附受領証明書の写し、又は裾野市出身であることを証明でき

	る住民票もしくは戸籍謄本の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者	通勤していた東京特別区の法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者(通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ)	在学期間や卒業校を確認できる書類及び移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

様式第1号（第5条関係）

移住・就業支援金交付申請書

年 月 日

裾野市長 様

裾野市移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏 名			年 月 日
住 所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
					上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

支援金の種類		就業（一般）		就業（専門人材）		テレワーク		関係人口
		起業						

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、裾野市に居住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
過去10年以内の申請者を含む世帯員に係る支援金の受給状況		A. 受給している	B. 受給していない
（申請者及び世帯員の受給歴がある場合のみ記載） 受給した支援金を全額返還し、又は、過去申請時に18歳未満の世帯員が5年以上経過し、18歳以上となり、申請している。		A. 該当する	B. 該当しない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 裾野市への移住の意思について		A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
（テレワークの場合のみ記載） 移住先でテレワークにより勤務（原則、通勤しない）している。		A. 勤務している	B. 勤務していない
（関係人口の場合のみ記載） 移住後も裾野市の担い手として活動する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない

4 移住元の住所

（注）移住元要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期 間	住 所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

5 （東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京特別区への在勤履歴

(注) 5 年以上の在勤履歴を記載

期 間	就業先	就業先の住所

6 （東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載）

東京特別区への通学履歴

期 間	通学先	通学先の住所

7 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署			
勤務先の住所	〒		
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年	回程度	／ 行くことはない
	その他（ ）		
テレワークでの勤務時間	1 週間あたり	時間	

管理コード（裾野市使用欄）	
---------------	--

様式第1号の2（第5条関係）

移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び裾野市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、裾野市移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 支援金の申請日から3年未満に裾野市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条(2)を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 支援金の申請日から3年以上5年以内に裾野市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、裾野市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び裾野市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

裾野市長 様

住所
申請者
氏名

様式第2号（第5条関係）

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

年 月 日

裾野市長 様

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
勤務先電話番号	
就 業 年 月 日	
応募受付年月日	
雇 用 形 態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役等の経営を担 う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない 利用した事業名 ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び裾野市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2（第5条関係）

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

年 月 日

裾野市長 様

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所 (移住前)	
勤 務 者 住 所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
勤 務 形 態	原則、通勤せず、週20時間以上テレワークにより業務を実施している。
その他	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び裾野市の求めに応じ、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の3（第5条関係）

就業時間の証明書（移住・就業支援金（テレワーク）の申請（報告）用）

年 月 日

裾野市長 様

申請者名

居住地

下記のとおり相違ないことを証明します。

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	土曜	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	祝日	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休息時間 分)	
就労実績 (直近3ヵ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項（備考）			

様式第3号（第5条関係）

口座振込依頼書

年 月 日

裾野市長 様

住所
氏名
電話番号

下記のとおり移住・就業支援金の口座振込を依頼します。

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預 金 種 別	普通預金	
預金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

移住・就業支援金の交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

裾野市長

裾野市移住・就業支援金交付要綱に基づき、以下のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下3桁）：

口座名義：

（注）指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

2 交付の条件

- （1）支援金の申請日から5年以内に市での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （2）支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び裾野市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 裾野市移住・就業支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - （1）申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）申請日から3年未満に裾野市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （3）申請日から1年以内に第3条(2)を満たす職を辞した場合：全額
 - （4）起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

(5) 申請日から3年以上5年以内に裾野市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第5号（第8条関係）

移住・就業支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日

裾野市長 様

移住・就業支援金交付決定通知書を再交付願います。

フリガナ			生年月日
氏 名	印		年 月 日
住 所	〒	電話 番号	
再交付理由			
通知書の 利用目的			

（注） 本再交付願に加え、返信用封筒（110円切手を貼付の上、上記記載の郵便番号、住所及び氏名を記入）を提出してください。

様式第 6 号（第 9 条関係）

移住・就業支援金の交付決定通知書（再交付）

第 号
年 月 日

様

裾野市長

裾野市移住・就業支援金交付要綱に基づき、以下のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

- 1 交付決定日 年 月 日
- 2 交付決定額 円

振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下 3 桁）：

口座名義：

（注）指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

3 交付の条件

- (1) 支援金の申請日から 5 年以内に市での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から 1 年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び裾野市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 裾野市移住・就業支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から 3 年未満に裾野市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 申請日から 1 年以内に第 3 条(2)を満たす職を辞した場合：全額

- (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- (5) 申請日から3年以上5年以内に裾野市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 フラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 支援金の返還を請求された場合はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 支援金を受領した方に対するフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

